

| | | | |
|--|---------------------|----|------|
| 京都大学 | 博士（文学） | 氏名 | 安井絢子 |
| 論文題目 | ケアの倫理の理論構成と倫理的意義の解明 | | |
| <p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論の目的は、仮に「ケアの倫理(ethic of care)」をひとつの理論として提示する場合、当初の意図に鑑みると、どのような理論構成を企図するのが適切かを解明するところにある。注意すべきは、ケアの倫理をひとつの倫理理論として提示するという断言を差し控えている点だ。こうした留保をつけたのは、そもそもケアの倫理を理論化することそれ自体が妥当かどうかを検討することが、本論の最終目的にほかならないからだ。その目的を達成するために、発達心理学者キャロル・ギリガンに端を発するケアの倫理、そのなかでも特に初期のケアの倫理論者たちの議論を中心に扱う。本論では基本的に、ケアの倫理の理論構成を企図する記述に終始し、それらを可能な限り擁護する立場から解釈し、その核心をなす主張から理論構成の提示を試みるというアプローチをとる。それにより、ケアの倫理の理論構成の解明のために、その特徴と問題点を浮き彫りにし、その問題が理論内部で解消可能かを論じる。こうした議論を通じて、元を正せばケア実践家の声に由来するその本意に立ち戻って検討した場合、ケアの倫理ははたして「理論(theory)」と呼びうるものなのか、理論化する方向性が適切なのかについて考察する。そして最後に、その倫理的意義を指摘する。</p> <p>ケアの倫理は道徳性の発達段階をめぐるローレンス・コールバーグとギリガンの間に巻き起こった発達心理学の論争に由来する。ケアの倫理は、1982年にギリガンの主著『もうひとつの声で』において定式化され、教育学者ネル・ノディングスにより体系化され、その後も多くの論者たちによって多岐にわたる展開を遂げた。代表的なケアの倫理論者として、フェミニスト哲学者のヴァージニア・ヘルドやエヴァ・F・キテイ、そして政治学者のジョアン・C・トロントなどがいる。このように、ケアの倫理はケア実践に即した個別性を重んじる倫理的立場のひとつとして、一定の評価を獲得するに至っている。</p> <p>ただし、それはあくまでもケア実践家の声を代弁する倫理的視点としてのケアの倫理にたいする評価に限ってのことだ。ケアの倫理は、その理論的脆弱性にたいする懸念が根強く、そもそも倫理学の研究対象として相応しくないとみなされることも少なくない。かといって前述の評価が不当なものだと断言するのも拙速だ。倫理学理論が一定の普遍性(universality)や不偏性(impartiality)をその理論の核心に含む、自己規定をなしうる体系的理論だとみなすと、こうした評価はある意味で妥当だと言える。しかし、既存の倫理学理論のみでは汲み尽くせない倫理的問題が生じたからこそ、それまで聞き届けられることなく黙過され、場合によっては「隠蔽」されてき</p> | | | |

た、日々のケアの営みから発せられる声が徐々に聞き届けられるようになったことも確かだ。そこには容易に看過しえない問題が含み込まれている。

ところが、ケアの倫理にかんする理論研究は、いまだに不十分な状況にとどまる。こうした傾向は特に日本国内において顕著だ。英語圏のケアの倫理研究では、前述したケアの倫理学者たちに加えて、リベラル・フェミニストのスーザン・M・オーキンや功利主義者ヘルガ・クーゼ、ケイパビリティ・アプローチを称揚するマーサ・C・ヌスバウム、ヒューム研究者のマイケル・スロートなど、ケアの倫理に共鳴しながらも、異なる立場からケアの倫理を扱う論者たちによって、その理論研究を推進する動向が散見される。これにたいして国内では、ケアの倫理の体系的な理論研究はそれほど活発に行なわれているとは言いがたい。特に倫理学分野のなかで、英語圏のギリガン由来の体系的なケアの倫理研究に限れば、品川哲彦による研究が挙げられるにとどまる。

さらに英語圏の研究に目を向けてみても、ケアの倫理をひとつの理論として提示することは、前述した代表的なケアの倫理学者たちにおいても、少なくとも十全な形では果たされているとは言いがたい。徳倫理学が当初、他の倫理学理論を否定するしかたでしか自己規定できなかつたことを批判されていたのと類似した傾向が、ケアの倫理の理論研究の現状にも当てはまる。このように、ケアの倫理がひとつの理論となりうるかについて探究し、そもそもその方向性が妥当かどうかを検討することは、ケアの倫理の理論研究にとって重要であるにもかかわらず、これまでほとんど取り組まれてこなかった。なお、この点が、ケアの倫理の代表的な論者たちの研究と本論を分かち特徴のひとつでもある。

本論は6章、および補論から成り、以下のような構成をとる。

第1章では、ケアとは何か、ケアに基づくアプローチとはどのようなものかについてその輪郭を示す。ケアの倫理を記述する予備考察を行なったうえで、道徳性の発達段階をめぐって交わされたコールバーグ／ギリガン論争を紹介する。

第2章では、初期の論者のなかでも、特にケアの倫理の理論研究を積極的行なったノディングスの議論を中心に、ケアの倫理の基本構成を示す。それにより、ケアの倫理は普遍的原理・原則に基づく倫理学理論に特徴的な抽象的思考、その画一的な適用、不偏性の重視に疑義を呈し、そうしたアプローチとは対照的に、具体的な状況の重視、人間の有限性の認識に根差した一定の偏性(partiality)の容認、個別性の重視を含むことを明らかにする。また、ケアの倫理において、倫理的行為を指導する「倫理的理想(ethical ideal)」と、その人間観である「関係的自己(relational self)」について説明し、その独自の自己理解、そこから派生したニーズ論を描き出す。さらに、ノディングスに影響を与えた先駆的研究として、ミルトン・メイヤロフのケア論を概観し、本論におけるメイヤロフの位置づけを示す。

第3章では、ケアの倫理の理論的変遷から、その基本的特徴を明らかにする。具体的には、ケアの倫理の三つの問題点を指摘する。第一に、ケアの倫理では、遠い者や隔たりのある者へのケアがなされがたい、あるいは疎かになりがちだという批判だ。第二に、ケアの倫理がその倫理的基礎とするケア関係には一定の力関係が伴うがゆえに、ケア関係にはケアするひとが搾取され、同時にケアされるひとがパターンリズムに陥るおそれがあるという懸念だ。第三に、ケアの倫理が要請するケア能力は、女性にのみ備わった能力なのか、それともケア経験によって身につけられうる能力なのかというケアとジェンダーをめぐる問題だ。前記三つの論点を、これ以降の3つの章にわたって取り上げる。

第4章では、第3章における第一の論点への応答の端緒として、正義対ケア論争を扱う。前述のように、ケアの倫理は、親密な者のケアを重視するがゆえに、遠い者、隔たりのある者へのケアがなされがたいという理論上の問題をはらむ。そのため、不偏性を重視する正義の倫理とケアの倫理との間で適切な関係を結ぶことで、この問題にたいする一定の解答を見込みうる。そこで、両者の特徴を概観し、ギリガンによる「結婚」の比喻と「反転図形」の比喻、およびグレース・クレメントによる両者の中立的な「統合」論と、ヘルドによるケア基底的な「編み合わせ」理論とを比較検討する。そして、両者の適切な関係には、両者が異質な倫理的基礎をもつことを認める必要があるがゆえに、ギリガンの反転図形の比喻とヘルドの編み合わせ理論が妥当なあり方だという私見を述べる。

第5章では、第3章における第二の論点をめぐる問題として、ケアするひととケアされるひとの力関係をめぐる問題に焦点を当てる。ケアの倫理は、ケアしケアされる関係（ケア関係）を倫理的基礎と捉える。ケア関係への注目は、自律的な人間観の限界に端を発する。これにより、これまで倫理学のなかで看過もしくは軽視されつづけてきた人間の依存的なあり方に目が向けられるという画期的な事態をもたらした。正義の倫理では、子どもや病人、障害者や高齢者などの依存的なあり方、すなわち非対称性を内包する関係が想定されていない。しかし、ケアの倫理の依存的人間観にも、拭いがたい問題点がある。それは、ケアするひととケアされるひとは能力の面で非対称であるがゆえに、ケア関係は一定の力関係を伴うという問題だ。すなわち、ケアするひとは搾取構造に巻き込まれがちであり、ケアされるひとがパターンリスティックな抑圧に陥りやすいという、ケア関係の暴力性の問題だ。そのなかで特に後者の問題、すなわちケアされるひとへの抑圧の問題を、弱いパターンリズムとしてのケア関係という発想を手がかりに考察する。

第6章では、第3章における第三の論点に取り組む。ケアの倫理が提唱されて以来、ケアは「女性の声」や「女性的アプローチ」、「母親の思考」など、女性や母親と分かちがたく結びつけられ、そうした表現を用いて言い表されてきた。それによ

り、ケアの倫理はフェミニストから注目されたと同時に、それ以上に多くの批判を向けられてきた。そのなかでも特に重要な論点が、ケア能力は女性にのみ備わる能力なのか、それともケア経験の蓄積により誰でも身につけられうるのかという問題だ。まず、フェミニストたちからケアの倫理に寄せられた批判の要点を整理し、ケアの倫理論者たちはケア能力はケア経験に依拠して発達すると考えており、生物学的本質主義に陥るわけではないと主張していることを確認する。そのうえで、ノディングスが、2010年の著作『母親らしさの要因』において、ケア能力の源泉のひとつを「母性本能(maternality instinct)」という生物学的な特性に結びつけて説明している意味について考察し、次の三点を主張していることを指摘する。すなわち、(a) ノディングスは、ケア能力がすべての女性に通有の本性だと主張しているのでもなければ、母性本能からしか発達しないと主張しているわけでもないこと、むしろ(b) 生物学的特性という身体と不可分の問題を避けて通ることこそ、実際の生身の人間の身体を捨象した捉え方であること、(c) 生物学的決定論と文化・環境決定論のどちらか一方のみでジェンダーの問題を説明するには限界があり、いずれをも考慮に入れて検討するのが穏当であると考えていることだ。さらに、フェミニストが生物学的性別の存在そのものを否定しようとするのは、その事実を認めることが規範としての男女の役割を認めることを導くと解釈され、性差別を再生産してしまうという懸念に起因するわけだが、ノディングスによる主張の核心は、性別や人種、障害といった逃れられない身体性が人間に備わっていることが事実である以上、そこから出発してどのような規範をつくり上げるのかという問いにほかならないことを述べる。すなわち、人間の自然を抑圧する規範をつくるのか、それとも性別を問わずケア能力を身につける規範を打ち出すのかという問いに直面した際に、いずれを選択するのかという点こそが、私たちに委ねられた重大な問いであり、その問いは実証的な事実とは区別して問われるのが穏当であるという点こそが、ノディングスの本意であることを示す。

補論では、ジョン・ロールズによる障害者の捉え方、アマルティア・センとヌスパウムそれぞれのケイパビリティ・アプローチにおける障害者の位置づけ、ケアの倫理におけるそれらとの異同について述べる。それにより、ケア関係から障害者を捉えることによる新たな視座と、依存的で傷つきやすい関係的人間観から捉えることで、ケアの倫理が障害の社会モデルに理論的基礎を与えうることを指摘する。それにより、ケアの倫理の障害学への適用可能性を示唆する。

以上の議論から最後に、そもそもそうした理論構成、ならびに理論化という方向性をとることが、ケアの倫理の主意に照らし合わせて妥当な方向性かどうかについて問い直し、次のように結論づける。すなわちケアの倫理は、(1) 功利主義、義務論、徳倫理学に代表される現代規範倫理学の主流の枠組みに照らすと、自己規定をなしうる体系的な「倫理学理論」とはみなしえないこと、(2) 非理論的なものとして、従来の

倫理学の手前にあり、善悪正邪の評価を差し控えざるをえない場合に直面しがちなケア実践であること、(3) 批判的視点から既存の枠組みを問い直す知識批判としての意義があること、(4) 倫理学そのものに疑問を投げかける役割を果たすことで、正義の倫理にたいする批判点のゆるやかなスペクトラムを形成し、ケア関係を理論的基礎に据える、正義の倫理とは異なる「倫理理論」であること、(5) 依存的で傷つきやすい関係的行為者像という独自の人間観を打ち出していることだ。したがって、ケアの倫理は、既存の倫理学理論とは異なる視点から捉えると、「理論」でありうる一方、従来の倫理学理論においては非理論的なもの、実践にほかならないと結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の目的は、近年、さまざまな領域で注目を集めている「ケアの倫理(ethic of care)」の理論的構成を解明し、その倫理的な意義を明らかにすることである。

ケアの倫理は道徳性の発達段階をめぐるローレンス・コールバーグとキャロル・ギリガンの中に巻き起こった発達心理学の論争に由来する。今日、ケアの倫理はケア実践に即した個別性を重んじる倫理的立場の一つとして、一定の評価を獲得するに至っている。しかし、ケアの倫理は理論研究がいまだに不十分であり、こうした傾向は特に倫理学分野のなかで顕著である。そこで論者は、ケアの倫理が功利主義や義務論と並んで一つの倫理理論となりうるかについて探究することを、本論文の主たる目的としている。本論文は6章、及び補論から成り、以下のような構成をとっている。

第1章では、ケアとは何か、ケアに基づくアプローチとはどのようなものかなど、ケアの倫理を記述する予備考察を行ったうえで、道徳性の発達段階をめぐる交わされたコールバーグ／ギリガン論争が詳述されている。

第2章では、ケアの倫理の理論化を積極的に行ったネル・ノディングスの議論を中心に、ケアの倫理の基本構成が示される。論者によれば、ケアの倫理は、普遍的な原理原則に基づく倫理理論に特徴的な抽象的思考や不偏性の重視を批判し、それとは対照的に、個別性を重視し、人間の有限性の認識に根差した一定程度の偏性(partiality)を許容する立場である。本章では、ノディングスや彼女に影響を与えたミルトン・メイヤロフのケア論の検討を通じてケアの倫理の理論構成が的確に整理されている。

第3章では、ノディングス以降のケアの倫理をめぐる論争を通じて、ケアの倫理の基本的特徴を明らかにすることが宣言される。具体的には、第4章以降で詳しく検討されるケアの倫理の三つの論点が紹介されている。

続く第4章では、正義対ケアの論争が検討される。親密な者のケアを重視するケアの倫理は、遠い者や隔たりのある者へのケアが軽視されがちであるという理論上の問題が、不偏性を重視する正義の倫理によって提起されてきた。本章で論者は、両者の特徴を概観し、ケアと正義の関係に関する先行研究を詳しく検討した上で、両者が異質な倫理的基礎をもつことを認める必要があるがゆえに、ギリガンの反転図形の比喻とヘルドの編み合わせ理論が妥当なあり方だという立場を打ち出している。

第5章では、ケアする人とケアされる人の力関係をめぐる問題に焦点が当てられる。ケアの倫理は、ケアしケアされる関係(ケア関係)に注目することで、自律的な人間観の限界を指摘し、人間の依存的なあり方に目を向ける。しかし、論者によれば、ケアする人は搾取されるおそれがつきまとい、またケアされる人はパターンナリスティックな抑圧を被りやすいという問題がある。本章で論者は、特に後者の問題、すなわちケアされる人への抑圧の問題の解決を、「弱いパターンリズム」としてのケア関係という発想を手がかりに独自の考察をしている。

第6章では、ケア能力は女性にのみ備わる能力なのか、それともケア経験の蓄積により誰でも身につけられうるのかという論点が論じられる。ノディングスは、2010年

の著作『母親らしさの要因』において、ケア能力の源泉のひとつを「母性本能」という生物学的な特性に結びつけて説明した。本章で論者はこの意義について考察し、次の三点を指摘している。ノディングスは、(a)ケア能力がすべての女性に見られる本性だと主張しているのではなく、母性本能からしか発達しないと主張しているわけでもない、(b)生物学的特性という身体と不可分の問題を避けて通ることこそ、実際の生身の人間の身体を捨象した捉え方である、(c)生物学的決定論か文化・環境決定論のどちらか一方のみでジェンダーの問題を説明するには限界があり、両方を考慮に入れて検討するのが穏当だと考えている、ことである。ケアの倫理と女性性の問題を正面から論じたノディングスの議論を的確に詳述している本章は優れた内容となっている。

補論では、障害者をケア関係から、また依存的で傷つきやすい関係的人間観から捉えることによって、ケアの倫理が障害の社会モデルに理論的基礎を与えうることが指摘され、ケアの倫理の障害学への適用可能性が示唆されている。

論者は以上のようにケアの倫理の理論的な整理を行った上で、結論において、そもそもそうした理論化が、ケアの倫理の趣旨に照らして妥当な方向性かどうかという興味深い問いを考察している。そしてその答えとして、ケアの倫理は、功利主義や義務論のような体系的な「倫理理論」とみなすことは困難であるものの、従来の倫理理論を批判的に問い直すことのできるケア実践に裏付けられた立場であること、依存的で傷つきやすい関係的行為者像という独自の人間観を打ち出していること等の点で、従来の倫理学を刷新する大きな意義をもつと結論している。

このように本論文はケアの倫理に関する主要な論者の議論を綿密に検討することを通じてその理論的特徴と理論的問題点を的確に分析したうえで、倫理学におけるケアの倫理の立ち位置を適切に位置付けているという意味で、今後のケアの倫理に関する研究にとって必須の基礎文献になるであろうことは疑いえない。

あえて本論文の瑕疵を指摘するとすれば、論者にはノディングスなどによるケアの倫理の立場を正確に記述する一方で批判的に検討する姿勢がやや不足しており、そのため正義の倫理と総称されている功利主義や義務論などの理論に対する論者の評価も過剰に厳しいと思われる。これは論者にとってケアの倫理がいかに大事であるかを示すものであるが、研究者としては様々な対立する意見を不偏的な立場から評価することが求められるであろう。しかしこれは、本論文そのものの学術的価値を損なうものではなく、論者が今後の研鑽を通じて一層優れた研究を行うことが期待される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2024年1月11日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。